

京都大学大学院教育支援機構プログラムの応募条件について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年11月24日)

京都大学大学院教育支援機構プログラムの応募条件について2点お尋ねします。

1. 当該支援プログラムの出願資格が標準修業年限以内になっている理由について、また、対象が拡大される可能性の有無についてご教示いただけますと幸いです。

京都大学で博士取得を目指す学生の研究領域はさまざまで、標準修業年限以内で博士論文を書き上げられる領域もあれば、そうではない領域もあります。

とりわけ現在のコロナ禍では、博士論文の準備期間をやむをえず延長している学生も少なくないと想像しています。

博士号取得を目指す学生の多くは限られた生活費や研究費をやりくりして博士論文の執筆を進めており、当該支援プログラムは博士号取得を目指す多くの学生にとって希望の光となるものだと思います。

しかし、出願資格が標準修業年限以内となっており、研究上やむをえず標準修業年限を超えて在学している学生が排除されてしまっています。

経済的に厳しい状況や、博士号を取得するために邁進する姿勢は、標準修業年限以内でも、これを超えても同じだと考えています。

この点で、当該支援プログラムの出願資格が標準修業年限以内になっている理由をご教示いただけますと幸いです。

また、もし仮に、当該プログラムの資格が拡大されるか、ほかに支援プログラムなどを検討されている場合は、そちらもご教示いただけますと幸いです。

2. 京都大学大学院教育支援機構プログラムなど、支援の対象が学生に限られていることについて、研究員を対象にした支援プログラムの計画などはございますでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

学生だけでなく、研究員も経済的に苦しい状況と思います。特に、特任研究員など、非正規で低収入な立場の研究員は、アルバイトも思うようにできず、苦しい状況が続いていると思います。

この点で、研究員を対象としたプログラムについて、ご計画などあればご教示いただけますと幸いです。

【回答】(回答日:2021年12月6日)

【1. についての回答】

(回答部署:大学院教育支援機構)

1. プログラムを助成する JST・国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代研究者挑戦的研究プログラムでは、支援期間を最大3年間(4年制の場合は4年間)とし、在学期間が3年間(4年制の場合は4年間)を超える場合は、以降の期間は支援の対象にならないと定めています。

【2. についての回答】

(回答部署:研究推進部研究推進課)

2. 研究員の生活費に関する支援事業はございませんが、研究費に関する支援事業は次の通りです。

学術研究支援室(KURA)で実施している「いしずえ」や「SPIRITS」では、応募条件を満たす特定研究員(特定有期雇用就業規則)の応募も認めています。

「いしずえ」は若手からシニア教員までの個人を対象に、科学研究費獲得における種目のステップアップを支援する学内ファンドです。

一方「SPIRITS」は、若手から中堅教員によるチーム研究を支援する学内ファンドであり、国際化の推進、未踏領域・未科学への挑戦、イノベーションの創出を目指す融合チーム研究による新たな取組や企画を、資金面だけでなくプロジェクトの推進においても支援しています。